

福岡市指定家庭用ごみ袋

取扱店マニュアル（特記）

（レジ袋の代わりに指定袋を販売する取組み用）

令和6年6月

（公財）ふくおか環境財団

目 次

1. はじめに	1 ページ
2. 指定袋の種類, 販売価格等について	〃
3. 販売について	〃
4. 発注について	〃
5. 配送について	2 ページ
6. 不良品等の対応について	〃
7. 代金請求及び支払いについて	〃
8. 契約について	3 ページ
9. おわりに	〃

1. はじめに

このマニュアルは「福岡市家庭系指定袋販売委託契約」に関し、取扱上の留意点を示したものです。常時、お手元に置いていただき、間違いのないよう対応してください。

また、取扱いに係わる方には、周知徹底されますようお願いいたします。

2. 指定袋の種類、販売価格等について

種類	容量	販売価格	販売単位
可燃用(取手付き)	大(45L)	450円	各種類とも 1冊 (10枚入り)
	中(30L)	300円	
	小(15L)	150円	
	特小(10L)	100円	
不燃用(取手付き)	大(45L)	450円	
	中(30L)	300円	
	小(15L)	150円	
空きびん・ペットボトル用 (取手付き)	大(45L)	220円	
	中(30L)	150円	
可燃用(取手なし)	大(45L)	450円	
可燃用(取手付き) レジ袋の代わりに販売するもの	小(15L)	15円	1枚
	特小(10L)	10円	

注意) 全て税込の金額です。

3. 販売について

- ① 販売にあたっては、各店舗において「福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店シール」を店舗の外から見て、見やすい場所に必ず掲示してください。
- ② 必ず上記の販売価格(内税)で販売し、別途に消費税を賦課しないでください。
- ③ 無料配布や値引販売、景品としての使用は、絶対に行わないでください。
- ④ 売場面積が1,000㎡以上の店舗では、全ての指定袋を販売していただくようお願いいたします。

4. 発注について

問屋経由での配送か否か、チェーン店か否かにより取り扱いが異なります。この取組みにあたって特段変わることはないため、既にお渡ししております、“福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店マニュアル”をご参照ください。

5. 配送について

問屋経由での配送か否か、チェーン店か否かにより取り扱いが異なります。この取組みにあたって特段変わることはないため、既にお渡ししております、“福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店マニュアル”をご参照ください。

6. 不良品等の対応について

- ① 市民から不良品、欠損品等の持ち込みがあった場合は、その場で回収し、新品と交換してください。その際、不良品票（様式2）の記入をお願いします。
 ※レジ袋の代わりに販売していただく指定袋については、不良品1枚につき、1枚の同じ袋と交換してください。
- ② 不良品交換の際には、レシート等の提示を要件とはいたしません。仮に貴取扱店で購入したものでなくても、交換に応じてください。
- ③ 不良品、欠損品等は、市民から持ち込まれた状態のまま不良品票を貼付したうえで問屋に返品してください。
- ④ 不良品、欠損品等で交換した品物の代金については、次回の請求において調整をさせていただきます。

7. 代金請求及び支払いについて

問屋経由での配送か否か、チェーン店か否かにより取り扱いが異なります。この取組みにあたって特段変わることはないため、既にお渡ししております、“福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店マニュアル”をご参照ください。

- ① 請求単価は、下表のとおりです。

種 類	容 量	請求単価	請求単位
可 燃 用（取手付き）	大（45L）	434円	各種類とも 1冊 （10枚入り）
	中（30L）	284円	
	小（15L）	134円	
	特小（10L）	84円	
不 燃 用（取手付き）	大（45L）	434円	
	中（30L）	284円	
	小（15L）	134円	
空きびん・ペットボトル用 （取手付き）	大（45L）	204円	
	中（30L）	134円	
可燃用（取手なし）	大（45L）	434円	
可 燃 用（取手付き） レジ袋の代わりに販売するもの	小（15L）	670円	1束 （50枚入り）
	特小（10L）	420円	

注意) 全て税込の金額です。

- ② 従って、袋の販売価格と請求単価の差額である、1冊(10枚入り)あたり16円(税込)が、取扱店の利益(販売委託料)ということになります。
 ※レジ袋の代わりに販売していただく指定袋については、1束(50枚入り)あたり80円(税込)が、取扱店の利益(販売委託料)ということになります。
- ③ 口座振替の場合は、発注月から翌々月の6日頃に指定された口座から引き落としします。
- ④ 口座振込の場合は、請求書に記載されている当財団の口座に、納付期限までに払い込んでください。(振込手数料は取扱店の負担となります)
- ⑤ 期日までに払い込みがない場合、指定袋の配送を停止する等の措置をとらせていただくことがあります。
- ⑥ 配送停止の措置が数回続く場合は、販売委託契約を解除いたします。

8. 契約について

- ① 契約締結時に提出していただいた、福岡市指定家庭用ごみ袋を取り扱う店舗一覧に変更が生じた場合は、その変更の内容について、必ず事前に当財団まで報告するようお願いいたします。(報告がない場合は、配送先としての登録ができません。)
- ② この契約は、初回契約期限以降は、契約内容等の変更、解約の申し出がない限り、更に1年間同一の条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- ③ 契約内容に照らして履行状況に適正を欠く場合は、契約の更新がなされない場合もあります。
- ④ 問屋を変更する場合、または当財団指定の保管配送業者への直接発注を希望する場合は、必ず事前に当財団まで変更の申し出を行ってください。

9. おわりに

- ① この契約を履行するうえで、不明な点が生じた場合の連絡先は、下記のとおりです。

契約全般に関すること

公益財団法人 ふくおか環境財団 販売管理課
 T E L : (0 9 2) 7 3 1 - 2 9 6 0
 F A X : (0 9 2) 7 3 1 - 2 7 0 6

発注・配送に関すること

問屋名称：

T E L : () —
 F A X : () —

}
 ご記入ください

- ② このマニュアルは、次回の改訂まで、大切に保存してください。